

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、コーポレートガバナンスの基本方針として「日立化成コーポレートガバナンス・ガイドライン」を定め、株主をはじめとするあらゆるステークホルダーの利益に資する経営を実践する。

同ガイドラインの下、業務執行機能と監督機能とを分離した「指名委員会等設置会社」の特長を最大限に生かし、執行役社長を中心とする業務執行体制により機動性、専門性の高い意思決定に基づく経営を実行するとともに、取締役会は独立性と客観性を兼ね備えた経営監督機能を発揮する。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

当社は、2015年11月25日開催の取締役会において、「日立化成コーポレートガバナンス・ガイドライン」を制定し、適宜改訂している。「日立化成コーポレートガバナンス・ガイドライン」は、当社ウェブサイトに掲載している。

https://www.hitachi-chem.co.jp/japanese/company/pdf/governance_guideline.pdf

<原則1-4. 政策保有株式>

当社コーポレートガバナンス・ガイドライン第43条をご参照ください。

なお、2019年6月末時点で当社が保有する上場株式の銘柄数は9銘柄であり、コーポレートガバナンス・コード適用前事業年度末(2015年3月末)時点の20銘柄から、11銘柄減少した。

<原則1-7. 関連当事者間の取引>

当社コーポレートガバナンス・ガイドライン第14条第6項をご参照ください。

<原則2-6. 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮>

当社コーポレートガバナンス・ガイドライン第32条をご参照ください。

<原則3-1. 情報開示の充実>

(1) 経営理念、経営戦略及び経営計画

当社グループで共有する理念、価値の体系である「日立化成グループ・アイデンティティ」を当社ウェブサイトに掲載している。

<https://www.hitachi-chem.co.jp/japanese/company/vision.html>

当社では、3か年の中期経営計画を策定し、開示するとともに、その進捗状況についても毎年開示している。

https://www.hitachi-chem.co.jp/japanese/ir/accounts/2015_4q/2015_4q_mr.pdf

https://www.hitachi-chem.co.jp/japanese/ir/accounts/2016_4q/2016_4q_mr.pdf

https://www.hitachi-chem.co.jp/japanese/ir/accounts/2017_4q/2017_4q_mr.pdf

https://www.hitachi-chem.co.jp/japanese/ir/accounts/2018_4q/2018_4q_mr.pdf

(2) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

上記「1. 基本的な考え方」及び当社コーポレートガバナンス・ガイドラインをご参照ください。

(3) 経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

当社では、会社法の規定に従い、社外取締役が過半数を占める報酬委員会が、取締役及び執行役の個人別の報酬等の額の決定に関する方針を定めるとともに、個人別の報酬等の内容を決定する。

報酬等の額の決定に関する方針については、後記「報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」をご参照ください。

(4) 経営陣幹部の選解任と取締役候補者の指名を行うに当たっての方針と手続

当社コーポレートガバナンス・ガイドライン第8条、第10条第1項、同条第2項、第13条第2項、第15条及び第20条をご参照ください。

(5) 経営陣幹部の選解任と取締役候補者の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明

個々の選任・指名については、選任・指名の理由や経歴等を、株主総会招集通知や有価証券報告書に記載している。なお、新たに執行役社長を選任した際は、対外的な説明の充実に努めている。

株主総会招集通知 <https://www.hitachi-chem.co.jp/japanese/ir/gm.html>

有価証券報告書 <https://www.hitachi-chem.co.jp/japanese/ir/jar1.html>

<補充原則4-1-1>

執行役に対する委任の範囲については、当社コーポレートガバナンス・ガイドライン第14条第3項をご参照ください。

<原則4-9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質>

当社コーポレートガバナンス・ガイドライン第8条及び第20条をご参照ください。

<補充原則4-11-1>

取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方については、当社コーポレートガバナンス・ガイドライン第19条第1項、同条第2項、同条第3項及び同条第4項をご参照ください。

<補充原則4-11-2>

取締役の重要な兼職の状況については、株主総会招集通知で開示している。

株主総会招集通知 <https://www.hitachi-chem.co.jp/japanese/ir/gm.html>

なお、取締役の兼職に関する方針については、当社コーポレートガバナンス・ガイドライン第11条第2項をご参照ください。

< 補充原則4-11-3 >

取締役会全体の実効性の評価については、2015年6月開催の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会の評価から毎年実施し、結果の概要を開示しており、今後も継続する方針である。

2018年6月開催の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会の評価結果の概要は、当社ウェブサイトに掲載している。

https://www.hitachi-chem.co.jp/japanese/company/pdf/governance_evaluation.pdf

< 補充原則4-14-2 >

取締役に対するトレーニングの方針については、当社コーポレートガバナンス・ガイドライン第12条をご参照ください。

< 原則5-1. 株主との建設的な対話に関する方針 >

当社コーポレートガバナンス・ガイドライン第37条、第38条、第39条及び第40条をご参照ください。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新

20%以上30%未満

【大株主の状況】 更新

| 氏名又は名称 | 所有株式数(株) | 割合(%) |
|----------------------------------|-------------|-------|
| (株)日立製作所 | 106,699,955 | 51.24 |
| ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニー レギュラーアカウント | 8,863,697 | 4.26 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(信託口) | 7,566,100 | 3.63 |
| ステートストリートバンク アンドトラストカンパニー 510312 | 3,539,366 | 1.70 |
| ステートストリートバンク アンドトラストカンパニー 510311 | 3,398,734 | 1.63 |
| 日本マスタートラスト信託銀行(株)(信託口) | 3,324,800 | 1.60 |
| 日立化成グループ持株会 | 2,255,222 | 1.08 |
| ゴールドマンサックスインターナショナル | 2,189,815 | 1.05 |
| 日本生命保険(相) | 2,093,292 | 1.01 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(信託口7) | 1,919,100 | 0.92 |

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

(株)日立製作所 (上場:東京、名古屋) (コード) 6501

補足説明

3. 企業属性

| | |
|---------------------|---------------|
| 上場取引所及び市場区分 | 東京 第一部 |
| 決算期 | 3月 |
| 業種 | 化学 |
| 直前事業年度末における(連結)従業員数 | 1000人以上 |
| 直前事業年度における(連結)売上高 | 1000億円以上1兆円未満 |
| 直前事業年度末における連結子会社数 | 50社以上100社未満 |

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社が支配株主である(株)日立製作所との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針は、以下のとおりである。

(1) 社内体制構築の方針

当社独自の経営判断を行うことができる状況を担保するため、取締役会の構成においては(株)日立製作所の役員との兼務取締役が半数に満たないように留意している。

さらに、特定の取引先との取引条件が他の取引先と比較して有利なものとなることがないよう、販売及び仕入れに関する規則を制定し、当該規則に基づく取引条件の決定体制を構築している。

(2) 社内意思決定手続き

当社は、(株)日立製作所と(株)日立製作所以外の少数株主の利益が実質的に相反するおそれのある(株)日立製作所との取引その他の施策を実施する場合、取締役会の決議を得て包括的に承認するとともに、(株)日立製作所との取引状況を取締役会に報告することとしている。

(3) 支配株主から独立した社外取締役の設置

当社は、上記取締役会決議の客観的公正性を担保するため、取締役会に少なくとも2名以上の(株)日立製作所から独立した社外取締役を置いている。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情 更新

(1) 親会社の企業グループにおける当社の位置付けその他の当社と親会社との関係

a. 親会社の企業グループにおける当社の位置付け、親会社やそのグループ企業との取引関係や人的・資本的関係

当社は、日立グループの一員として、親会社である(株)日立製作所及びそのグループ企業と協力関係を維持、発展させつつ、かつ経営上の独立性を保ちながら事業を遂行している。(株)日立製作所及びそのグループ企業は、当社の総株主の議決権の51.4%を所有している。当社の取締役10名中1名が(株)日立製作所の執行役常務を兼務し、前事業年度末時点において、(株)日立製作所及びそのグループ企業の従業員20名が当社に出自している。

当社は、(株)日立製作所に対し継続的に当社製品を販売するとともに、同社より情報システムに係るサービスの提供を受け、また、同社に対して研究開発の一部の委託等を行っている。さらに、同社のグループ企業と当社との間には、製品の売買等の取引関係がある。

b. 親会社の企業グループに属することによる事業上の制約、リスク及びメリット、親会社やそのグループ企業との取引関係や人的・資本的関係などの面から受ける経営・事業活動への影響等

当社は、日立グループの一員として、経営情報の交換、研究開発、製品の供給等の事業活動において、(株)日立製作所及びそのグループ企業との協力関係を維持、発展させ、日立グループのブランド力等の経営資源を有効に活用するとともに、(株)日立製作所による合理的なガバナンス機能を十分発揮させつつ、上場企業として、すべてのステークホルダーとコミュニケーションを深め、当社の強みを生かした自律性と緊張感のある経営を実践している。当社の取締役10名のうち、(株)日立製作所の執行役常務を兼務する者が1名おり、この取締役が取締役会における意見の表明を通じて、当社の経営方針の決定等について影響を及ぼしうる状況にある。(株)日立製作所及びそのグループ企業からの出向者については、当社経営の独立性に影響を及ぼす立場にはない。また、当社の事業活動は、(株)日立製作所及びそのグループ企業との取引に大きく依存する状況にはない。

c. 親会社からの一定の独立性の確保に関する考え方及びそのための施策

当社は、(株)日立製作所及びそのグループ企業との関係において、事業運営及び取引の独立性を保つことを基本として事業を遂行している。当社の取締役会の構成は、(株)日立製作所及びそのグループ企業から独立した社外取締役が5名、(株)日立製作所の執行役常務を兼務する取締役が1名、これら以外の取締役が4名の計10名であることから、(株)日立製作所及びそのグループ企業の役員等との兼務取締役は半数に満たず、当社は、独自の経営判断を行うことができる状況にあると考えている。また、当社が(株)日立製作所及びそのグループ企業から受け入れている出向者は、主として人事交流を目的としたものと位置付けている。さらに、(株)日立製作所及びそのグループ企業との取引条件は、近隣相場及び市場価格等を参考に双方協議のうえ、合理的に決定されている。

d. 親会社からの一定の独立性の確保の状況

当社は、(株)日立製作所及びそのグループ企業との関係において、事業運営及び取引の独立性を保つことを基本として事業を遂行している。(株)日立製作所及びそのグループ企業との兼務取締役の就任状況や、これら企業からの出向者の受入れ状況は、当社独自の経営判断を妨げるものではなく、当社の事業活動も、(株)日立製作所及びそのグループ企業との取引に大きく依存する状況にはないことから、当社は、親会社からの一定の独立性が確保されていると考えている。

(2) 上場子会社に関する事項

記載すべき事項はない。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

| | |
|------|------------|
| 組織形態 | 指名委員会等設置会社 |
|------|------------|

【取締役関係】

| | |
|---|--------------------|
| 定款上の取締役の員数 | 15名 |
| 定款上の取締役の任期 | 1年 |
| 取締役会の議長 | 会長(社長を兼任している場合を除く) |
| 取締役の人数 更新 | 10名 |

【社外取締役に係る事項】

| | |
|------------------------|----|
| 社外取締役の人数 | 5名 |
| 社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 | 5名 |

会社との関係(1) 更新

| 氏名 | 属性 | 会社との関係() | | | | | | | | | | | | |
|------------|----------|-----------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|--|--|
| | | a | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k | | |
| ジョージ・オルコット | 学者 | | | | | | | | | | | | | |
| 猿丸 雅之 | 他の会社の出身者 | | | | | | | | | | | | | |
| 新宅 祐太郎 | 他の会社の出身者 | | | | | | | | | | | | | |
| リチャード・ダイク | 他の会社の出身者 | | | | | | | | | | | | | |
| 松田 千恵子 | 学者 | | | | | | | | | | | | | |

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 」、

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 」、

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

| 氏名 | 所属委員会 | | | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明 | 選任の理由 |
|----|-------|-------|-------|------|--------------|-------|
| | 指名委員会 | 報酬委員会 | 監査委員会 | | | |

| | | | | | | |
|------------|--|--|--|--|--|--|
| ジョージ・オルコット | | | | | | グローバル経営における人材育成及びコーポレート・ガバナンス関係の豊富な専門知識並びに経営者として培われた幅広い見識を有している。これらを日立グループから独立した立場で、執行役等の職務の執行を監督してもらうことにより、取締役会の機能強化が期待されるため、社外取締役として選任した。さらに、東京証券取引所の定める独立性基準に照らしても、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定した。 |
| 猿丸 雅之 | | | | | | 国際的な企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有している。これらを日立グループから独立した立場で、執行役等の職務の執行を監督してもらうことにより、取締役会の機能強化が期待されるため、社外取締役として選任した。さらに、東京証券取引所の定める独立性基準に照らしても、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定した。 |
| 新宅 祐太郎 | | | | | | 医療関係の豊富な専門知識及び国際的な企業経営者として培われた豊富な経験と幅広い見識を有している。これらを日立グループから独立した立場で、執行役等の職務の執行を監督してもらうことにより、取締役会の機能強化が期待されるため、社外取締役として選任した。さらに、東京証券取引所の定める独立性基準に照らしても、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定した。 |
| リチャード・ダイク | | | | | | 半導体関係の豊富な専門知識及び経営者として培われた幅広い見識を有している。これらを日立グループから独立した立場で、執行役等の職務の執行を監督してもらうことにより、取締役会の機能強化が期待されるため、社外取締役として選任した。さらに、東京証券取引所の定める独立性基準に照らしても、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定した。 |
| 松田 千恵子 | | | | | | 経営学及び会計・財務関係の豊富な専門知識並びに大学教授及び経営者として培われた幅広い見識を有している。これらを日立グループから独立した立場で、執行役等の職務の執行を監督してもらうことにより、取締役会の機能強化が期待されるため、社外取締役として選任した。さらに、東京証券取引所の定める独立性基準に照らしても、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定した。 |

【各種委員会】

各委員会の委員構成及び議長の属性

| | 全委員(名) | 常勤委員(名) | 社内取締役(名) | 社外取締役(名) | 委員長(議長) |
|-------|--------|---------|----------|----------|---------|
| 指名委員会 | 5 | 0 | 2 | 3 | 社内取締役 |
| 報酬委員会 | 5 | 0 | 2 | 3 | 社内取締役 |
| 監査委員会 | 6 | 1 | 1 | 5 | 社外取締役 |

【執行役関係】

| | |
|--------|-----|
| 執行役の人数 | 16名 |
|--------|-----|

兼任状況 更新

| 氏名 | 代表権の有無 | 取締役との兼任の有無 | | | 使用人との兼任の有無 |
|------|--------|------------|------|------|------------|
| | | | 指名委員 | 報酬委員 | |
| 丸山 寿 | あり | あり | × | | なし |

| | | | | | |
|-------|----|----|---|---|----|
| 山下 祐行 | あり | あり | × | × | なし |
| 片寄 光雄 | なし | なし | × | × | なし |
| 豊嶋 光由 | なし | なし | × | × | なし |
| 中川 操 | なし | なし | × | × | なし |
| 藤田 茂 | なし | なし | × | × | なし |
| 森嶋 浩之 | なし | なし | × | × | なし |
| 石井 義人 | なし | なし | × | × | なし |
| 今井 のり | なし | なし | × | × | なし |
| 五箇 栄 | なし | なし | × | × | なし |
| 高松 明彦 | なし | なし | × | × | なし |
| 武井 裕之 | なし | なし | × | × | なし |
| 埴 明徳 | なし | なし | × | × | なし |
| 平野 卓也 | なし | なし | × | × | なし |
| 吉田 寛 | なし | なし | × | × | なし |
| 吉田 誠人 | なし | なし | × | × | なし |

【監査体制】

監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

あり

当該取締役及び使用人の執行役からの独立性に関する事項

- (1) 取締役会の決議により、監査委員会の職務を補助すべき取締役を置くことができる。当該取締役は、執行役を兼務しない。
- (2) 監査委員会にはスタッフを置くが、当該スタッフは、執行役から独立した専従者とする。
- (3) 取締役室に所属する使用人の人事異動及び人事評価につき、人事担当執行役は、予め監査委員会の承認を得る。
- (4) 取締役室に所属する使用人を懲戒に処する場合、人事担当執行役は、予め監査委員会の承認を得る。
- (5) 執行役は、監査室等の関係部門及びその使用人が監査委員会の職務を補助することにつき不当な制約を加えない。

監査委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

会計監査人は定期的に監査委員会に出席し、監査計画の立案並びに年度及び中間期の会計監査結果を監査委員会に報告しているほか、監査委員会が必要に応じ会計監査人の意見を求めることにより会計監査の状況の把握に努めている。
また、当社は、内部監査組織として監査室を設置している。監査室は、監査委員会との連携の下、内部監査を実施している。具体的には、監査計画について監査室と監査委員会が事前に協議するとともに、監査結果については、監査室が監査委員会に定期的に報告を行っているほか、監査委員会の必要に応じ、監査室に対し報告を求めている。

【独立役員関係】

独立役員の人数

5名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を満たす社外役員は、すべて独立役員に指定している。

【インセンティブ関係】

取締役・執行役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明 更新

取締役及び執行役の報酬については、「取締役・執行役報酬関係 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」に記載のとおりである。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役・執行役報酬関係】

| | |
|-----------------|---------------|
| (個別の取締役報酬の)開示状況 | 個別報酬の開示はしていない |
| (個別の執行役報酬の)開示状況 | 個別報酬の開示はしていない |

該当項目に関する補足説明

取締役及び執行役の報酬は、各々の総額を有価証券報告書及び事業報告にて開示している。有価証券報告書及び事業報告は、当社のホームページにおいて一般に公開している。

| | |
|--|----|
| 報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 <small>更新</small> | あり |
|--|----|

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、報酬委員会において取締役及び執行役の報酬等の額の決定に関する方針を決定しており、その内容は次のとおりである。

- (1) 基本方針
- 取締役及び執行役の報酬は、多様で優秀な人材を確保するため、同業他社及び他業種同規模他社との比較において競争力のある水準とする。
 - 執行役については、業績との連動性を高め、短期のみならず中長期的な企業価値向上をめざした経営を動機づける。
- (2) 執行役(取締役兼務者を含む。)の報酬
- 執行役の報酬は、固定報酬及び業績連動報酬から構成される。(1)に定める基本方針に基づき、国内の大手企業が参加する報酬調査結果を参考に、妥当性の検証を行った上で、執行役の役位ごとの標準報酬額を定め、その内訳を概ね70%(固定報酬)対30%(業績連動報酬)となるよう設定する。なお、執行役社長については、より業績連動報酬の割合を大きくし、内訳を概ね60%対40%となるよう設定する。
 - 業績連動報酬は、全社業績に応じて変動する業績連動報酬(以下「全社業績分」という。)及び担当業務を踏まえて設定した個人目標の達成度合の評価に基づいて変動する個人業績に係る業績連動報酬(以下「個人業績分」という。)から構成され、その内訳を80%(全社業績分)対20%(個人業績分)とする。
 - 全社業績分の指標については、2018中期経営計画の目標達成に向けて執行役が一体となって努力することを動機づけるため、全執行役について、2018中期経営計画における業績指標である営業利益及び売上収益伸長率を選択している。2018中期経営計画における目標値は、営業利益率11%、売上収益のCAGR(年平均成長率)7～8%増(対2015年度)であり、実績値はそれぞれ5.3%及び7.6%(対2015年度)である。個人業績分は、事業の持続的成長に向けた中長期的な経営課題への対応等の成果を反映するものであり、指標に依拠しない定性評価を行っている。
 - 業績連動報酬の個人別の支給額は、役位ごとに定めた標準報酬額に業績連動報酬に関する上記の各比率を適用して全社業績分及び個人業績分に按分し、それぞれに以下によって求めた支給率を乗じて、合算する。
 - 全社業績分に係る支給率
営業利益及び売上収益伸長率の目標に対するそれぞれの達成度合に応じて、支給率を0～200%の範囲内で比例的に決定し、評価ウェイト(70%(営業利益)、30%(売上収益伸長率))を適用して全社業績分にかかる支給率とする。
 - 個人業績分に係る支給率
担当業務を踏まえた個人目標に対する達成度合の評価を実施し、0～200%の範囲内で支給率を決定する。
- (3) 取締役の報酬
- 取締役の報酬は、固定報酬及び期末手当から構成される。固定報酬及び期末手当は、国内の大手企業が参加する報酬調査結果を参考に、妥当性の検証を行った上で、原則として、各人の役割と責任の重さを考慮して決定する。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役のためのみの専従スタッフは置かないが、取締役会及び各委員会が円滑に運営されるよう、取締役会及び取締役を補佐する専従スタッフを置いている。なお、社外取締役をサポートする目的で、取締役会の決議により監査委員会の職務を補助すべき取締役を選定できることとしている。また、取締役会の開催に先立ち、その資料を7日前を目処として事前配布するとともに、関係する取締役及び執行役が事前説明を行っている。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

| 氏名 | 役職・地位 | 業務内容 | 勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等) | 社長等退任日 | 任期 |
|-------|-------|------|---------------------------|-----------|------|
| 内ヶ崎 功 | 名誉相談役 | 無 | 勤務形態：無 報酬：無 | 2010/6/23 | 定めなし |
| 長瀬 寧次 | 名誉相談役 | 無 | 勤務形態：無 報酬：無 | 2012/6/21 | 定めなし |

その他の事項

当社には取締役会の決議により相談役を置くことができる旨の定款の定めがあるが、現在、該当者はいない。

なお、永年の当社に対する功績を称え名誉相談役とすることがあるが、名誉相談役との間には当社経営の意思決定に関与または影響しうる関係は一切無い。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

(1) 業務執行、監査・監督の方法についての概要

取締役会の定める経営の基本方針に則り、その委任を受けて、代表執行役及び執行役が業務の執行の決定及びこれに基づく業務の執行を行っている。なお、代表執行役・執行役社長以外の執行役間の業務分掌については、取締役会が定めている。

当社は、代表執行役・執行役社長の業務執行の決定のための諮問機関として、原則として毎月2回執行役会を開催している。当該執行役会の開催及び付議事項等に関しては、「執行役会規則」及び「業務執行に関する決裁規則」があり、また、主要な個別業務については、個別に業務規則を制定し、業務執行の内容について定めている。

また、業務執行に対する監査・監督については、「取締役会規則」、「取締役会付議基準」、「監査委員会規則」及び「内部監査規則」等に則り行われる。その概要は(4)乃至(7)に記載のとおりである。

(2) 各種委員会の構成メンバーの概要、選定方法、委員会の開催頻度、委員の出席状況、事務局等の設置方法、規模等について

メンバーの概要: 指名委員会(5名: 取締役会長である常勤社内取締役、社外取締役3名、社内取締役)

報酬委員会(5名: 常勤社内取締役、社外取締役3名、社内取締役)

監査委員会(6名: 社外取締役5名、常勤社内取締役)

選定方法: 取締役会において議論し、決定している。

委員会の開催頻度: 2018年度において、指名委員会は4回、報酬委員会は6回、監査委員会は13回開催された。なお、取締役会は16回開催された。

委員の出席状況: 指名委員会の個々の委員の出席状況は以下のとおり。

田中 一行(4回中4回出席)

大戸 武元(4回中4回出席)

猿丸 雅之(4回中4回出席)

松田 千恵子(4回中4回出席)

大森 紳一郎(1回中1回出席) 2018年6月の定時株主総会をもって退任。

田中 幸二(3回中2回出席) 2018年6月の定時株主総会において就任。

報酬委員会の個々の委員の出席状況は以下のとおり。

丸山 寿(6回中6回出席)

大戸 武元(6回中6回出席)

猿丸 雅之(6回中5回出席)

松田 千恵子(6回中6回出席)

小豆畑 茂(1回中1回出席) 2018年6月の定時株主総会をもって退任。

田中 幸二(5回中4回出席) 2018年6月の定時株主総会において就任。

監査委員会の個々の委員の出席状況は以下のとおり。

大戸 武元(13回中13回出席)

ジョージ・オルコット(13回中13回出席)

猿丸 雅之(13回中13回出席)

リチャード・ダイク(13回中13回出席)

松田 千恵子(13回中13回出席)

北松 義仁(13回中13回出席)

なお、取締役会における個々の役員の出席状況は以下のとおり。

田中 一行(16回中16回出席)

大戸 武元(16回中16回出席)

ジョージ・オルコット(16回中16回出席)

猿丸 雅之(16回中15回出席)

リチャード・ダイク(16回中16回出席)

松田 千恵子(16回中16回出席)

小豆畑 茂(2回中2回出席) 2018年6月の定時株主総会をもって退任。

大森 紳一郎(2回中2回出席) 2018年6月の定時株主総会をもって退任。

北松 義仁(16回中16回出席)

田中 幸二(14回中12回出席) 2018年6月の定時株主総会において就任。

野村 好弘(16回中15回出席) 2019年3月31日をもって辞任。

丸山 寿(16回中16回出席)

事務局等の設置方法、規模: 指名・報酬委員会については人事部門が事務局を務め、監査委員会については取締役室が事務局を務めている。但し、取締役室は、指名・報酬委員会についても事務局の役割を補佐している。なお、指名・報酬委員会の事務局を務める人事部門の担当者数は2名であり、取締役室の構成員は5名である。

(3) 業務執行、監督機能等の充実に向けた追加的な施策の内容等

執行役の職務に係る重要事項を効率的かつ十分な検討の下に決定するため、「執行役会規則」に基づき執行役全員により構成される執行役会を設けている。2018年度において執行役会は24回開催された。

- (4) 監査基準、取締役候補者の選定や報酬の内容の決定に関する一定の方針や要件、導入している特別なプロセスの内容
監査基準:「内部監査規則」に従っている。
取締役候補者の選定:指名委員会の内規に従っている。
報酬:報酬委員会が、毎年報酬に関する方針を議論し、決定している。
- (5) 業務執行、監督機能等を強化するプロセス
- 当社及び子会社から成る当社グループの企業価値最大化を目的として、グループ連結経営の基本方針を定めている。また、グループ連結経営における必要に応じ、グループ会社に取り締役及び監査役を派遣している。
 - 業務効率化の推進と法令及び定款への適合性確保の目的で、定期的に親会社の監査部門による監査を受査するとともに、当社監査委員会、監査室及び関係部門も当社及び子会社に対する定期的な監査を実施している。
- (6) 監査の状況
- 当社は、内部監査組織として監査室を設置し、15名の専従スタッフを置いている。また監査委員会には、監査委員6名及びそのスタッフとして3名を置いている。なお、監査委員会の独立性を確保するため、監査委員会スタッフは、執行役から独立した専従者としている。
 - 監査委員ジョージ・オルコット氏は、学識経験者及び経営者として、財務及び会計に関する相当程度の知見を有している。監査委員松田千恵子氏は、大学教授及び経営者として、財務及び会計に関する相当程度の知見を有している。また、監査委員北松義仁氏は長年にわたり経理・財務関係の業務に携わっており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有している。
 - 2018年度の当社監査業務を執行した公認会計士の氏名等は、次のとおりである。
氏名:指定有限責任社員 業務執行社員 葛貫 誠司
指定有限責任社員 業務執行社員 櫻山 豪
所属する監査法人: EY新日本有限責任監査法人
監査業務に係る補助者の構成:公認会計士15名、会計士試験合格者等31名
- (7) 当社における社外取締役の役割・機能
社外取締役は、客観性と透明性の高い経営の実現をめざし、取締役会又は監査委員会においてそれぞれが精通する分野の視点に立ち、当社経営の適法性、妥当性及び効率性を確保するため、質問、意見等の発言を行っている。
- (8) 責任限定契約
当社と取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)は、定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の規定による責任を限定する契約を締結している。当該契約に基づく責任の限度額は、1,200万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としている。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

- (1) 指名委員会等設置会社形態を採用している理由
業務執行機能と監督機能とを分離し、迅速で責任が明確な経営を可能にすることと、3委員会の設置により取締役会の監督機能を強化し、客観性と透明性の高い経営を実現するため。
これにより、執行役の意思決定により執行できる業務範囲が拡大したため、実際に業務執行が迅速化している。
- (2) 社外取締役の役割・機能
当社の社外取締役は、いずれも客観性と透明性の高い経営の実現をめざし、それぞれ精通する分野の視点から、当社から独立した立場で取締役会又は監査委員会で適宜意見を述べるとともに、当社経営の適法性、妥当性及び効率性を確保するための助言・提言を行っている。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

| | 補足説明 |
|--|--|
| 株主総会招集通知の早期発送 | 2019年は、招集通知を6月3日に発送した。 |
| 集中日を回避した株主総会の設定 | 2019年は、株主総会を6月21日に開催した。 |
| 電磁的方法による議決権の行使 | パソコンからのほか、携帯電話からでもインターネットによる議決権行使を可能としている。 |
| 議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み | 株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームを利用している。 |
| 招集通知(要約)の英文での提供 | 株主総会招集通知の英訳を作成し、当社ホームページに掲載している。 |
| その他 | 株主総会招集通知のホームページへの掲載を行っているほか、総会当日においても、図表、写真、グラフ等を用い、ビジュアルに分かりやすい説明を行うよう心がけている。これに加え、事業報告のなかで事業戦略についての説明を執行役から行うなど、当社事業の理解促進に努めている。 |

2. IRに関する活動状況 更新

| | 補足説明 | 代表者自身による説明の有無 |
|-------------------------|--|---------------|
| ディスクロージャーポリシーの作成・公表 | ホームページに記載 https://www.hitachi-chem.co.jp/japanese/ir/irpolicy.html | |
| アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催 | 年4回開催。 年度決算については執行役社長、財務管掌執行役が出席し説明を行っており、第1・2・3四半期については財務管掌執行役が出席し説明を行っている。 | あり |
| 海外投資家向けに定期的説明会を開催 | 海外の機関投資家を対象として、当グループの業績及び経営計画について説明するため、執行役社長又は関係執行役が個別訪問を実施している。 | あり |
| IR資料のホームページ掲載 | a. ホームページ「IR情報」URL： https://www.hitachi-chem.co.jp/japanese/ir/index.html b. 掲載内容：決算短信、有価証券報告書、株主通信、アニュアルレポート、ファクトシート、決算説明会資料 c. この他技術開発のページにおいて、テクニカルレポート等を掲載している。 | |
| IRに関する部署(担当者)の設置 | 担当役員：執行役常務 豊嶋 光由 担当部署：ブランド・コミュニケーション部 広報・IRグループ 連絡部署：ブランド・コミュニケーション部長 岡村 昌彦 | |

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

| 補足説明 |
|------|
|------|

| | |
|------------------------------|--|
| 社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定 | 「日立化成グループ行動規範」において、企業が社会の一員であることを認識し、公正かつ透明な企業行動に徹するとともに、環境との調和、積極的な社会貢献活動を通じ、良識ある市民として真に豊かな社会の実現に尽力する旨、また、ステークホルダーとともに持続可能な社会を創るため、環境活動に関する情報開示と対話を実施する旨をそれぞれ規定するなど、ステークホルダーの立場を尊重する社内諸規則を定めている。 |
| 環境保全活動、CSR活動等の実施 | 当社グループの特性を生かした環境適合製品の拡充及びリサイクル技術の実用化等、環境経営の強化を図るとともに、地球環境に配慮した持続可能な社会づくりに貢献するため、グループ従業員全員参加型CSR活動を積極的に推進している。 |
| ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定 | 上記「日立化成グループ行動規範」において、社会が必要としている情報について、幅広いステークホルダーとの対話プロセスを大切に、多様な意見やネガティブ情報にも耳を傾け、真摯かつ主体的に対応するなど、社会との双方向のコミュニケーションを促進するとともに、発生した危機に対し誠実な対応を行い、ネガティブ情報についても、適時適切に情報開示を行う旨定めている。 |
| その他 | 当社ホームページにおいて、地球環境保全活動、社会貢献活動等を含めた当社グループのCSR活動に係る情報に加え、当社グループのCSR関係年次報告書(2012年よりアニュアルレポートと統合)を掲載している。 役員への女性の登用については、2019年2月28日開催の取締役会において選任された16名の執行役のうち1名(今井のり氏)が女性である。また、2019年6月21日開催の第70回定時株主総会において選任された10名の取締役のうち1名(松田千恵子氏)が女性であり、同氏は株主総会後に開催された取締役会において指名委員、報酬委員及び監査委員に選定されている。なお、同氏は、2013年より当社の取締役を務めている。 |

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

(1) 内部統制システムについての基本的な考え方

当社業務の執行が法令及び定款に適合することその他当社業務の適正を確保するためのシステムを構築して運用している。構築にあたり、基本的な行動規範としての「日立化成グループ行動規範」を当社グループ全体の共通規範として位置付け、その他の重要な規則や基本制度等についても基幹部分を共有する一方、各グループ会社の独立性は保ちつつ、情報連絡を円滑にし、教育、指導、監査により内部統制システムを実効あるものにしていく。

(2) 内部統制システムの整備状況

会社法のために則り、「執行役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社の業務並びに当社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要な当社における体制」を取締役会で決定し、これを整備している。

その具体的な内容は、以下のとおりである。

a. 当社グループにおける体制の整備に関する基本方針

日立化成グループの業務の適正を確保するため、当社における体制を基本として、子会社に対して、各社の規模等に応じた体制の整備を行わせる。また、子会社における体制の整備の状況を確認するため、子会社への取締役及び監査役の派遣並びに子会社の各部署への定期的な監査等を行う。

b. 当社の執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(イ) 執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理については、「文書規則」、「文書保存廃棄規則」、「機密情報管理規則」等の関連規則に定める。

(ロ) 監査委員会は、必要ある都度、上記の情報の開示・提供を受けることができる。

c. 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(イ) 「日立化成リスク対策活動実施要領」により、事業活動を妨げる要因となるリスクについて、カテゴリーごとにその未然防止と緊急時の適切な対応について定めるとともに、製品事故、コンプライアンス、環境、災害、情報セキュリティ、財務等に係る個別のリスク管理については、「製品事故管理規程」、「グループ環境・CSR会議規則」、「安全保障輸出管理規則」、「情報セキュリティマネジメント総則」等の関連規則に定めるとともに、子会社に対しても、各社の規模等に応じて当社に準じた規程の整備を行わせる。

(ロ) 事業活動に伴うリスクの未然防止と緊急時の対応については、関係部門が必要に応じ研修、マニュアルの作成、配布等により教育を行うとともに、子会社に対しても、各社の規模等に応じて当社に準じた教育を行わせる。

(ハ) 万一、災害等突発性のリスクが現実化した場合、「日立化成リスク対策活動実施要領」に基づき、リスク対策本部の設置、アドバイザーとしての専門家の招聘等により迅速に対応するとともに、子会社に対しても、各社の規模等に応じて当社に準じた体制の整備を行わせる。

d. 当社の執行役及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(イ) 執行役の職務に係る重要事項を効率的かつ十分な検討の下に決定するため、「執行役員規則」に基づき執行役全員により構成される執行役会を設ける。

(ロ) 「執行役の分掌業務規則」により各執行役の分掌を定めるとともに、各会社規則により個別の業務執行方法等を定める。

(ハ) 事業目標の明確化とその達成を図るため、全社及び事業部門並びに子会社の中長期計画、予算及び業績管理を定期的に実施する。なお、当該管理に当たっては、ITを積極的に活用したシステムを用いる。

(ニ) 当社の執行役及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われているかを検証するため、内部監査に関する規則を定め、当社及び子会社の各部署を対象に監査室及び関係部門による内部監査を行う。

(ホ) 子会社に取締役及び監査役を派遣する。

e. 当社の執行役及び使用人並びに子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(イ) 当社の執行役及び使用人並びに子会社の取締役及び使用人が法令及び定款に適合する行動をとるための規範として、当社において「日立化成グループ行動規範」を制定し、子会社においても当社に準じた規程の整備を行わせる。

(ロ) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力による経営活動への関与やこれによる被害を防止するため、反社会的勢力との直接又は間接の取引を行わないことはもとより、接触や要求についてもこれを拒否する。また、こうした方針を遵守するため、必要な会社規則を制定するとともに、対応統括部署や不当要求防止責任者を設置するなど、反社会的勢力の排除のための仕組みを構築する。

(ハ) 法令及び企業倫理の遵守に関する枠組みとして「日立化成グループ・グローバル・コンプライアンス・プログラム総則」を定めるとともに、これを具体化させるための社内規則(「贈収賄防止に関する規則」、「競争法遵守に関する規則」、「インサイダー情報管理及びインサイダー取引防止に関する規則」、「反社会的取引の防止に関する規則」、「機密情報管理規則」、「個人情報保護方針」等)や各種業務規程を整備し、社内情報共有システムを用いて規則の周知徹底を図る。また、子会社においても当社に準じた規程及び体制の整備を行わせる。

(ニ) コンプライアンスに係る教育、指導及び監査を徹底するため、コンプライアンス担当部門を設置する。

(ホ) 日立化成グループの品質保証体制を強化するため、当社及び子会社の各品質保証部門の全体統制を行う品質保証担当部門を本社に設置する。

(ヘ) 当社及び子会社の使用人が利用できるコンプライアンス、企業倫理上の問題に関する内部通報制度を設け、通報を受けた場合、コンプライアンス担当部門、関係部門及び弁護士が速やかにその内容に関する事実調査を行う。

(ト) 当社の執行役及び使用人並びに子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合していることを検証するため、監査室等による内部監査を行い、その結果を定期的に監査委員会に報告する。なお、必要ある場合、監査委員会より監査室等に対し指示を行う。

f. 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

子会社に係る業務上の重要事項について、当社執行役会での審議の対象とする。

g. その他の当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(イ) 親会社の提示する業務運営に係る価値観、行動基準等を当社及び子会社まで含む企業集団全体で共有する。

(ロ) 当社及び子会社から成る当社グループの企業価値最大化を目的として、グループ連結経営の基本方針を定める。

(ハ) 親会社と親会社以外の株主の利益が実質的に相反するおそれのある親会社との取引その他の施策を実施する場合、取締役会の決議を得る。当該決議の客観的公正性を担保するため、当社取締役会に少なくとも2名以上の親会社から独立した社外取締役を置く。

(ニ) 当社が親会社又は子会社と行う取引については、価格その他の条件面において、特に公正になされるよう留意する。

(ホ) 輸出管理、環境安全管理、営業秘密・個人情報の管理等重要な業務に関しては親会社の定める規則を参考に、当社及び子会社がそれぞれ規則を制定し運用する。また、これら規則の遵守につき必要な教育を実施する。

(ヘ) 当社の中長期計画及び予算を作成し、その達成状況及び業績を親会社に適切に伝達するとともに、これらの事項に関し子会社から報告を受ける。

- (ト) 財務報告の信頼性確保、業務の効率化の推進及び業務の法令・定款適合性確保等の目的で、親会社、当社及び子会社間において我が国の財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準等に準拠した内部統制システムを整備、運用し、その有効性の評価結果を外部に開示する。
- (チ) 定期的に親会社の監査部門による監査を受査するとともに、当社監査委員会、監査室及び関係部門も当社及び子会社に対する定期的な監査を実施する。
- (リ) 当社関係部門がその役割に応じて子会社の経営指導を行い、当社諸施策の周知、情報提供、業務上の助言等を行う。
- (ヌ) 執行役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することの監視の目的で親会社、当社及び当社子会社の使用人が親会社の取締役、担当部門及び弁護士に通報できる制度と、当社及び当社子会社の使用人が当社担当部門及び弁護士に通報できる制度とを設けている。また、当社子会社には内部通報制度を設けるよう指導する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力による経営活動への関与やこれによる被害を防止するため、反社会的勢力との直接又は間接の取引を行わないことはもとより、接触や要求についてもこれを拒否することを基本方針としている。

(2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

上記方針を遵守するため、以下のとおり必要な社内規則及び体制を整備している。

- a. 反社会的行為の防止に必要な管理体制及び手続について規定する会社規則を制定している。
- b. 反社会的勢力への対応統括部署を設置し、不当要求防止責任者を置いている。
- c. 当局及び外部の専門機関等と緊密な連絡・相談体制を構築するとともに、統括部署において対応の検討及び情報の管理を一元的に行っている。
- d. 各事業所において、教育及び自己監査を定期的実施している。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

本報告書提出時点においては、具体的な買収防衛策の導入予定はない。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制の概要

(1) 会社情報の開示に関する指針

当社は、社内規則である「日立化成グループ行動規範」において、企業が社会の一員であることを深く認識し、公正かつ透明な企業行動に徹する旨を定めており、適時開示を始めとするすべての企業行動において、公正性と透明性に徹することが、企業にとっての最重要課題の一つであることを十分認識している。

当社は、この認識に基づき制定した適時開示関連諸規則、金融商品取引法等の諸法令並びに上場取引所の定める規則等を遵守することにより、適切な会社情報の開示を行うこととしている。

(2) 会社情報の適時開示に係る社内体制の状況

a. 重要な決定に関する情報及び決算情報の開示

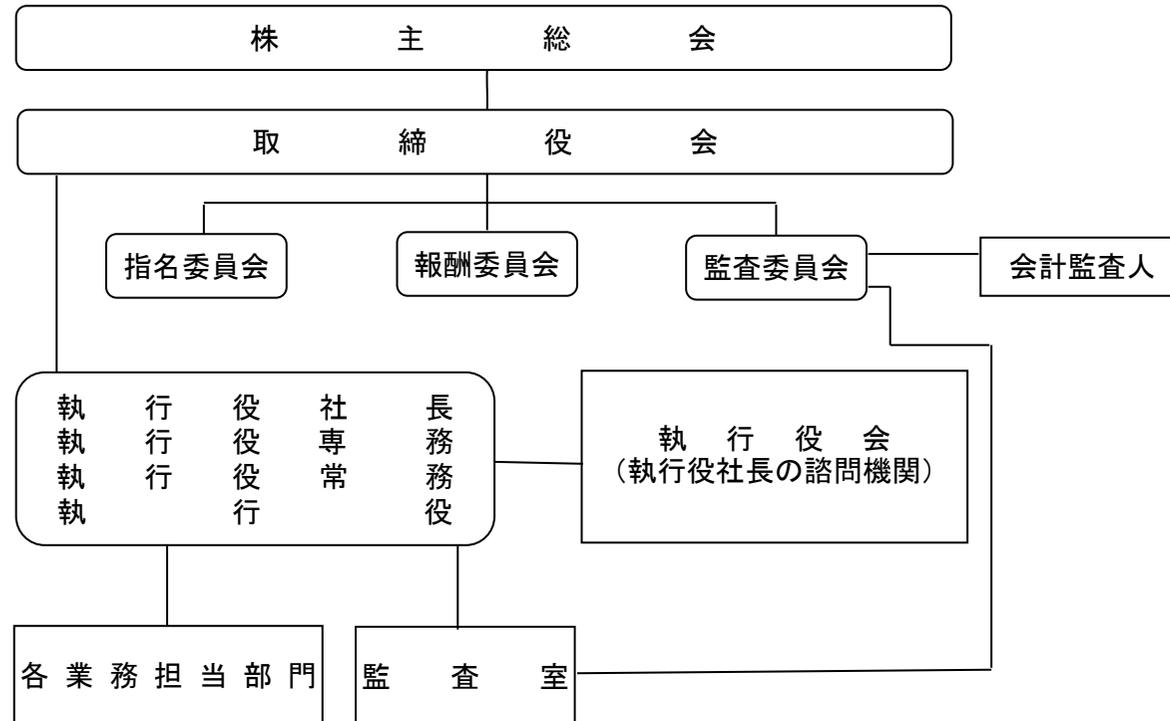
重要な決定に関する情報及び決算情報(四半期決算を含む。)については、取締役会決議等の機関決定がなされた後、執行役社長の指示により、情報取扱責任者である広報・IR担当部門の長が適時開示規則に則り当該情報を適時開示している。

b. 重要事実の発生に関する情報の開示

重要事実発生に関する情報については、関係部門の部門長は、直ちに当該情報を広報・IR担当部門の長に通知し、これを受けて情報取扱責任者である広報・IR担当部門の長は執行役社長に当該情報を報告するとともに、適時開示規則に則り遅滞なく適時開示している。

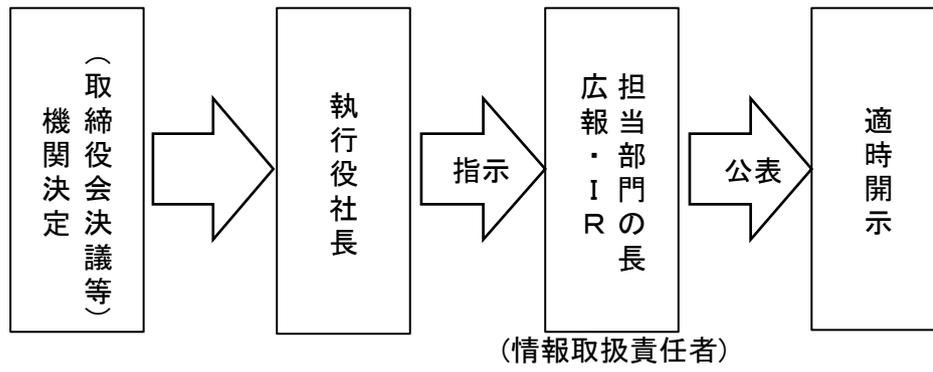
なお、当該情報は、社内規程に則って適正に管理されており、インサイダー取引の防止が図られている。

<コーポレート・ガバナンス体制図>



<会社情報の適時開示に係る社内体制図>

①重要な決定に関する情報及び決算情報の開示



②重要事実の発生に関する情報の開示

